

平成 29 年 6 月 30 日

各 位

銀行等保有株式取得機構

### 当機構が保有する株式等について

平成 28 年 11 月 25 日に、「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、当機構による株式等の買取期限も平成 29 年 3 月末から平成 34 年 3 月末に 5 年間延長されました。

今後、当機構として株式等の買取りを継続してまいる所存ですが、保有する株式等の処分については、上記法律に係る国会での御審議も踏まえ、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、処分の時期や銘柄の分散、買取りの時期などにも配慮の上、適切に進めていく必要があり、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において、保有する株式等の処分を行うこともありえます。

以 上

《本件に関する照会先》  
銀行等保有株式取得機構  
運営企画室  
電話番号 03-3553-1761